

大阪府 大阪市公報

発行所
 大阪府役所
 大阪市北区中之島1-3-20
 電話06-6208-7444

目次

条例

特別職の秘書の職の指定等に関する条例	6
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	7
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	7
市長の秘書の職を占める職員の給料月額の特例に関する条例	8
職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例	9
職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	11
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	12
大阪市市税条例の一部を改正する条例	12
大阪市特定非営利活動促進法施行条例	17
大阪市建築物の環境配慮に関する条例	23

規則

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則	29
大阪市副市長の事務分担等に関する規則	30
臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	31
特別職の職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	32
非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	32
大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	33

企業管理規程

大阪市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程	34
------------------------	----

告示

大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の縦覧に係る異議の申出がなかった旨並びに同選挙において選挙すべき委員及び予備委員の数の公告	34
大阪都市計画事業阿倍野A1地区第2種市街地再開発事業(第6工区)に係る施設建築物A1-2棟の建築工事の完了	35
副市長の任命	35
一般競争入札の執行(平成24年度健康増進施設(スポーツ施設)利用助成事業業務委託)	35
一般競争入札の執行(軽油の購入)	37
特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告	40
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告	41
決算の要領	42

大阪都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧	73
開発行為に関する工事の完了	73
開発行為に関する工事の完了	74
開発行為に関する工事の完了	75
開発行為に関する工事の完了	76
開発行為に関する工事の完了	77
開発行為に関する工事の完了	78
道路の廃止	79
電子印に係る公印の用途変更	79
大阪市森林整備計画の案の縦覧	81
都市公園法違反物件の除却	81
指定管理者を指定した旨の公告(大阪市立住まい情報センター)	82
放置自動車の処理	82
車両制限令に基づく通行車両の総重量の最高限度が最大25トン である道路の指定	83
車両制限令に基づく通行車両の高さの最高限度が4.1メートル である道路の指定等	83
桜川駅・JR難波駅・汐見橋駅自転車駐車場の回数券の発行の 承認	84
大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の 所在地変更	85
入場料金の収納事務委託(大阪市音楽団「吹奏楽フェスタ2012」)	85
消防法に基づく違反の是正措置命令	86
消防法に基づく違反の是正措置命令	86
一般競争入札の執行(ラジアルタイヤの購入)	87
落札者等の公示	90
落札者等の公示	91
市指定有形文化財等の指定	92
市指定無形文化財の指定解除	93
公 告	
職員の免職	94
区役所において使用する大阪市長印の新設	94
一般競争入札の執行(土地及び建物付土地の売払い)	96
一般競争入札の執行(古油(鶴見工場)の売払い)	98
一般競争入札の執行(紙パック(北部・城北環境事業センター 分)等の売払い)	100
一般競争入札の執行(自転車保管所古自転車等の売払い)	102
一般競争入札の執行(自転車保管所古自転車等の売払い)	106

公布された条例のあらまし

特別職の秘書の職の指定等に関する条例

- 1 特別職の秘書の職として、市長の秘書の職を指定することになりました。
- 2 市長の秘書の職を占める職員の定数及び任期を定めることになりました。
- 3 この条例は、平成24年2月1日から施行することになりました。

(平成24年大阪市条例第1号 総務局人事部人事課)

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 公募により任用された区長の給与に関し必要な事項を定めることになりました。
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することになりました。

(平成24年大阪市条例第2号 総務局人事部給与課)

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 市長の秘書の職を占める職員の給与に関し必要な事項を定めることになりました。
- 2 この条例は、平成24年2月1日から施行することになりました。

(平成24年大阪市条例第3号 総務局人事部給与課)

市長の秘書の職を占める職員の給料月額の特例に関する条例

- 1 市長の秘書の職を占める職員の給料月額の特例措置を講ずることになりました。
- 2 この条例は、平成24年2月1日から施行することになりました。

(平成24年大阪市条例第4号 総務局人事部給与課)

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 公募により任用された区長の期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めることになりました。
- 2 係長級以下の職員に係る勤勉手当の額の算定方法を改めることになりました。
- 3 必要な経過措置を講ずることになりました。
- 4 この条例は、平成24年4月1日から施行することになりました。

(平成24年大阪市条例第5号 総務局人事部給与課)

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

- 1 市長の秘書の職を占める職員及び公募により任用された区長の旅費に関し必要な事項を定めることになりました。
- 2 この条例は、平成24年2月1日から施行することになりました。ただし、一部の規定は、平成24年4月1日から施行することになりました。

(平成24年大阪市条例第6号 総務局人事部給与課)

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 公募により任用された区長の退職手当に関し必要な事項を定めることになりました。
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することになりました。

(平成24年大阪市条例第7号 総務局人事部給与課)

大阪市市税条例の一部を改正する条例

- 1 個人の市民税について、退職所得の分離課税に係る所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止することにしました。
- 2 個人の市民税について、東日本大震災の被災者等を対象として、特例措置を講ずることにしました。
- 3 法人の市民税について、欠損金に係る繰越控除の適用期間を7年から9年に延長することにしました。
- 4 市たばこ税について、平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに係る税率を1,000本につき5,262円（現行4,618円）に改めることにしました。
- 5 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 6 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 7 この条例は、公布の日（平成24年1月31日）から施行することにしました。ただし、一部の規定は、平成24年4月1日、平成25年1月1日又は平成25年4月1日から施行することにしました。

（平成24年大阪市条例第8号 財政局税務部管理課）

大阪市特定非営利活動促進法施行条例

- 1 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、市長が所轄する特定非営利活動法人の設立認証等に係る手続など、同法の施行に関し必要な事項を定めました。
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することにしました。

（平成24年大阪市条例第9号 市民局市民部区政課）

大阪市建築物の環境配慮に関する条例

- 1 建築物の環境配慮に関し、本市、建築主等及び市民の責務を明らかにすることにしました。
- 2 建築物の環境配慮のための措置に係る届出制度や建築物環境性能表示制度など、建築物に係る総合的な環境評価に関し必要な事項を定めることにしました。
- 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することにしました。

（平成24年大阪市条例第10号 計画調整局建築指導部建築確認課）

公布された規則のあらまし

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 政策企画室に政策調整担当部長を新設するとともに、府市再編担当課長2名を新設することにしました。
- 2 ゆとりとみどり振興局企画部に都市魅力創造戦略担当課長を新設することにしました。
- 3 この規則は、平成24年2月1日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第6号 総務局行政部行政課)

大阪市副市長の事務分担等に関する規則

- 1 副市長の就任に伴い、大阪市副市長の事務分担等に関する規則を制定することになりました。
- 2 副市長が分担する局等の事務を定めることになりました。
- 3 副市長が共同で担任する事務を定めることになりました。
- 4 副市長に事故があるとき等の取扱いを定めることになりました。
- 5 市長の職務代理の順序を定めることになりました。
- 6 この規則は、平成24年2月1日から施行することになりました。

(平成24年大阪市規則第7号 総務局行政部行政課)

臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

- 1 臨時的に任用される臨床心理職員の給料の日額を定めることになりました。
- 2 この規則は、平成24年2月1日から施行することになりました。

(平成23年大阪市規則第8号 総務局人事部給与課)

特別職の職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 市長の秘書の職を占める職員の期末手当に関する事項を定めることになりました。
- 2 この規則は、平成24年2月1日から施行することになりました。

(平成24年大阪市規則第9号 総務局人事部給与課)

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 人事制度改革に関する指導及び助言等の補佐等の業務を行う非常勤の職員の報酬の額を定めました。
- 2 この規則は、平成24年2月1日から施行することになりました。

(平成24年大阪市規則第10号 総務局人事部給与課)

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 城北4駐車場等を設置することになりました。
- 2 津守一西駐車場を廃止することになりました。
- 3 この規則は、平成24年2月29日から施行することになりました。ただし、一部の規定は同年2月17日から施行することになりました。

(平成24年大阪市規則第12号 都市整備局住宅部管理課)

公布された規程のあらまし

大阪市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程

- 1 総務部に鉄道事業改革担当課長及び自動車事業改革担当課長を新設するとともに、経営改善担当課長を廃止することになりました。
- 2 この規程は、平成24年2月1日から施行することになりました。

(平成24年大阪市交通事業管理規程第1号 交通局総務部総務課)

条 例

次に掲げる条例を公布する。

特別職の秘書の職の指定等に関する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長の秘書の職を占める職員の給料月額の特例に関する条例

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市特定非営利活動促進法施行条例

大阪市建築物の環境配慮に関する条例

平成24年1月31日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市条例第1号

特別職の秘書の職の指定等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項第4号の規定に基づき、特別職の秘書の職を指定するとともに、当該秘書の職を占める職員の定数及び任期を定めるものとする。

(秘書の職の指定)

第2条 法第3条第3項第4号の条例で指定する秘書の職は、市長の秘書の職とする。

(定数)

第3条 前条の市長の秘書の職を占める職員（以下「秘書」という。）の定数は、2人以内とする。

(任期)

第4条 秘書の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この条例は、平成24年2月1日から施行する。

(平24. 1. 31揭示済)

大阪市条例第2号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「別表第5」を「別表第6」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定職給料表（別表第5）

第4条第4項中「職員（）」を「職員（指定職給料表の適用を受ける職員及び）」に改める。

第22条の3第1項及び第2項中「別表第5」を「別表第6」に改め、同条を第22条の4とし、第22条の2を第22条の3とし、第22条の次に次の1条を加える。

（指定職給料表の適用を受ける職員の給与等）

第22条の2 指定職給料表の適用を受ける職員の号給は、人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

2 第5条から第5条の3まで、第9条の2から第11条まで、第11条の3及び第12条の2から第20条の3までの規定は、指定職給料表の適用を受ける職員には適用しない。

別表第5を別表第6とし、別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5

指 定 職 給 料 表

号 給	給 料 月 額
1	776,000円
2	912,000円

備考 この表は、区長の職にある職員で市長が定めるものに適用する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（平24. 1. 31揭示済）

大阪市条例第3号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(6) 特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成24年大阪市条例第1号）

第2条の市長の秘書の職を占める職員

第2条第2項中「第3号まで」を「第3号まで及び第6号」に改める。

第3条第1項中「に掲げる職員に」を「及び第6号に掲げる職員に」に改め、同項ただし書中「に掲げる職員の」を「及び第6号に掲げる職員の」に改め、「別表に掲げる」を削り、同条第2項中「第3号まで」を「第3号まで及び第6号」に改める。

第4条第1項中「第4号まで」を「第4号まで及び第6号」に改め、同条第2項中「第3号まで」を「第3号まで及び第6号」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 第1条第6号に掲げる職員 100分の12.5

第4条第4項中「職員」を「職員（第1条第6号に掲げる職員を除く。）」に改める。

別表中

「

識見を有する者のうちから	代表監査委員	860,000円
選任された常勤の監査委員	代表監査委員以外の監査委員	730,000円

」

を

「

識見を有する者のうちから	代表監査委員	860,000円
選任された常勤の監査委員	代表監査委員以外の監査委員	730,000円
特別職の秘書の職の指定等に関する条例第2条の市長の秘書の職を占める職員		405,200円

」

に改める。

附 則

この条例は、平成24年2月1日から施行する。

(平24. 1. 31揭示済)



大阪市条例第4号

市長の秘書の職を占める職員の給料月額の特例に関する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号。以下「特別職給与条例」という。）に基づく特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成24年大阪市条例第1号）第2条の市長の秘書の職を占める職員の給料月額は、平成24年2月分及び3月分に限り、特別職給与条例別表の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、特別職

給与条例第4条第1項の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額
は、同表に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成24年2月1日から施行する。

(平24. 1. 31揭示済)

大阪市条例第5号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）の
一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2号」を「第3号」に改め、同項第1号中「地方公務員
法」を「指定職給料表の適用を受ける職員及び地方公務員法」に改め、同項中
第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 指定職給料表の適用を受ける職員 期末手当基礎額に、6月に支給する
場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5
を乗じて得た額

第2条第3項中「及び第5項」を削り、「別表第5」を「別表第6」に、「
次項並びに」を「。次項及び」に改め、同条第4項中「その職員」を「当該職
員」に、「定める額」を「定める額（指定職給料表の適用を受ける職員にあつ
ては、給料の月額に100分の25を乗じて得た額）」に改める。

第3条第3項中「100分の135（」を「100分の135（指定職給料表の適用を受
ける職員にあつては、100分の155、）」に改め、同条第4項中「第2項第1号」
を「第2項」に、「及び扶養手当の月額並びにこれら」を「の月額及びこれ」
に改め、「（課長代理級以上の職員にあつては、給料の月額及びこれに対する
地域手当の月額の合計額）」を削り、同条中第5項を削り、同条第6項中「100
分の67.5」を「当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手
当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の67.5（課長
代理級以上の職員にあつては、100分の87.5）」に、「課長代理級以上の」を「指
定職給料表の適用を受ける」に、「当該職員がそれぞれその基準日現在におい
て受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に
100分の87.5」を「100分の77.5」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第7
項を第6項とする。

第6条第2項中「第7項」を「第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年6月に職員（指定職給料表の適用を受ける職員並びにこの条例に

よる改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項第1号に規定する再任用職員及び同号に規定する課長代理級以上の職員（以下「課長代理級以上の職員」という。）を除く。以下「係長級以下の職員」という。）に支給すべき勤勉手当に係る改正後の条例第3条第2項第1号の勤勉手当基礎額については、同条第4項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

3 平成24年6月に改正後の条例第3条第2項第1号に掲げる職員（同号に規定する育児休業に伴う任期付職員及び改正後の条例第2条第3項に規定する育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員並びに一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第8条第1項に規定する任期付職員及び同条第2項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。第5項において同じ。）に対して支給する勤勉手当の額の総額は、改正後の条例第3条第5項の規定にかかわらず、前項の規定による当該職員の勤勉手当基礎額に100分の67.5を乗じて得た額（指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、当該職員に係る同号の勤勉手当基礎額に100分の77.5を乗じて得た額、課長代理級以上の職員にあっては、当該職員に係る同号の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の87.5を乗じて得た額）の総額を超えてはならない。

4 平成24年12月及び平成25年6月に係長級以下の職員に支給すべき勤勉手当に係る改正後の条例第3条第2項第1号の勤勉手当基礎額については、同条第4項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額に100分の50を乗じて得た額並びにこれらに対する地域手当の月額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）の合計額とする。

5 平成24年12月及び平成25年6月に改正後の条例第3条第2項第1号に掲げる職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、同条第5項の規定にかかわらず、前項の規定による当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額に100分の50を乗じて得た額及びこれに対する地域手当の月額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した額に100分の67.5を乗じて得た額（指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、当該職員に係る同号の勤勉手当基礎額に100分の77.5を乗じて得た額、課長代理級以上の職員にあっては、当該職員に係る同号の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の87.5を乗じて得た額）の総額を超えてはならない。

（平24. 1. 31揭示済）

大阪市条例第6号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和32年大阪市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「もの」を「もの並びに特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成24年大阪市条例第1号）第2条の市長の秘書の職を占める者」に改める。

第10条第1項第3号中「市長等」を「市長等及び職員の給与に関する条例第4条第1項第6号に規定する指定職給料表（以下「指定職給料表」という。）の適用を受ける者」に改める。

第11条第1項第1号ア及び第2号ア並びに第5号中「市長等」を「市長等及び指定職給料表の適用を受ける者」に改める。

別表第1中

「

市長等	3,300円	16,500円	3,300円
-----	--------	---------	--------

」

を

「

市長等	3,300円	16,500円	3,300円
指定職給料表の適用 を受ける者	3,000円	14,800円	3,000円

」

に改める。

別表第2中「5級以上」を「指定職給料表の適用を受ける者及び5級以上」に改める。

別表第3中

「

市長等	9,400円	7,900円	6,300円	5,700円	29,000円	24,200円	19,400円	17,400円	8,000円
-----	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	--------

」

を

「

市長等	9,400円	7,900円	6,300円	5,700円	29,000円	24,200円	19,400円	17,400円	8,000円
指定職給料表の適用 を受ける者	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円	7,700円

」

に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の改正規定は、平成24年2月1日から施行する。

(平24. 1. 31揭示済)

大阪市条例第7号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中各号を次のように改める。

- (1) 第1号区分 62,500円
- (2) 第2号区分 50,000円
- (3) 第3号区分 45,850円
- (4) 第4号区分 41,700円
- (5) 第5号区分 33,350円
- (6) 第6号区分 25,000円
- (7) 第7号区分 20,850円
- (8) 第8号区分 16,700円
- (9) 第9号区分 0

第7条第3項中「職員を」を「職員及び同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員で職員の給与に関する条例第4条第1項第6号に規定する指定職給料表の適用を受けるものを」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(平24. 1. 31揭示済)

大阪市条例第8号

大阪市市税条例の一部を改正する条例

第1条 大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「不服申立て」を「不服申立て又は訴え」に改める。

第14条の2第1項中「第2章」を「第2章（第8条を除く。）」に、「第3章」を「第3章（第14条を除く。）」に改める。

第31条第6項中「当該純損失」を「当該純損失の金額」に改め、「その提出期限まで（国の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後）に」を削り、「その後において」を「当該純損失の金額の

生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後の年度分の市民税について連続して」に改め、「（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」及び「連続して」を削り、同条第7項中「第37条第1項第4号に掲げる事項を記載した同条第1項」を「第37条第1項」に改め、「提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において」を「提出し、かつ」に改め、「（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を削る。

第32条第1項第4号イ中「確定拠出年金法」を「確定拠出年金法第3条第3項第7号の2に規定する企業型年金加入者掛金又は同法」に改める。

第35条の2第1項第2号ウ中「並びに租税特別措置法」を「、租税特別措置法」に、「及び第10条の2の2から第10条の7まで」を「、第10条の2の2から第10条の6まで及び第10条の7（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第10条の2及び第10条の3」に改める。

第52条第7項中「第20条の9の3第5項」を「第20条の9の3第6項」に改める。

第53条第1項中「7年」を「9年」に改め、「、第42条の5の2第5項」及び「、第42条の7第7項」を削り、同条第3項中「7年以内」を「9年以内」に、「前7年内事業年度」を「前9年内事業年度」に改め、同条第5項中「7年」を「9年」に改め、「、第42条の5の2第5項」及び「、第42条の7第7項」を削り、同条第6項中「7年以内」を「9年以内」に、「前7年内連結事業年度」を「前9年内連結事業年度」に改め、同条第8項中「7年」を「9年」に改め、「、第42条の5の2第5項」及び「、第42条の7第7項」を削り、同条第9項中「7年以内」を「9年以内」に、「前7年内事業年度」を「前9年内事業年度」に改め、同条第11項中「7年」を「9年」に改め、「、第42条の5の2第5項」及び「、第42条の7第7項」を削り、同条第12項中「7年以内」を「9年以内」に、「前7年内連結事業年度」を「前9年内連結事業年度」に改める。

第53条の16の2第1項中「及び第53条の17」を「、第53条の17及び附則第127項の5」に改める。

第100条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第110項の2及び第110項の3を削る。

附則第112項中「第42条の11第5項」を「第42条の11第5項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。以下この項において「平成23年所得税法等改正法」という。）附則第55条の規定によりなお効力を有することとされる平成23年所得税法等改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第42条

の5第5項若しくは平成23年所得税法等改正法附則第58条の規定によりその例によることとされる平成23年所得税法等改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の7第7項」に改める。

附則第113項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第122項中「定めるもの」を「定めるもの（以下この項において「災害関連支出」という。）」に、「」については」を「」がある場合には、特例損失金額（災害関連支出がある場合には、次項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に、「年度分」を「年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」に、「平成23年に」を「当該損失対象金額が生じた年に」に改める。

附則第125項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）」を「震災特例法」に改める。

附則第127項の次に次の4項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）
127の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、第35条の2第1項第2号イ中「第31条の3」とあるのは「第31条の3（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、第53条の16の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、第53条の16の4第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」として、第35条の2、第53条の16の2又は第53条の16の4の規定を適用する。

127の3 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第37条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

127の4 附則第103項の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者(平成22年1月1日から平成23年3月11日までの間に法附則第4条第1項第1号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。)が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日までの期間(以下この項において「取得期間」という。)内に取得(同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をすることが困難となつた場合において、当該取得期間の初日から当該取得期間を経過した日以後2年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、総務省令で定めるところにより市長の承認を受けたとき(震災特例法第12条の2第2項の税務署長の承認を受けたときを含む。)は、当該取得期間の初日から当該政令で定める日までの期間を取得期間とみなして、附則第103項から第107項の3までの規定を適用する。

127の5 第53条の16の2第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成23年12月31日であるものに限る。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、平成24年1月1日から起算して2年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を第53条の16の2第2項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

附則第128項の見出しを「(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)」に改め、同項の次に次の1項を加える。

128の2 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における第35条の2及び第35条の2の2の規定の適用については、第35条の2第1項第1号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで」とあるのは「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第5項まで」と、「住宅借入金等の金額」とあるのは「住宅借入金等の金額(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の有する平成23年から平成25年までの居住年に係る同条第5項

第1号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。)と、「当該金額」とあるのは「当該住宅借入金等の金額」と、「これらの規定」とあるのは「租税特別措置法第41条第2項若しくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第5項までの規定」と、「計算した同項」とあるのは「計算した租税特別措置法第41条第1項」と、第35条の2の2第1項第1号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第5項まで」とする。

附則第132項中「附則第15条」を「附則第15条（第38項を除く。）」に改める。

附則第133項及び第134項中「所在した」を「所在していた」に改める。

附則第135項中「所在した」を「所在していた」に、「附則第15条」を「附則第15条（第38項を除く。）」に改める。

第2条 大阪市市税条例の一部を次のように改正する。

第35条の2第1項第2号ウ中「第10条の6まで及び第10条の7」を「第10条の5まで及び第10条の6」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中大阪市市税条例第53条の改正規定及び同条例附則第112項の改正規定並びに附則第5項の規定 平成24年4月1日
 - (2) 第1条中大阪市市税条例第14条の2第1項及び第32条第1項第4号イの改正規定並びに同条例附則第110項の2及び第110項の3を削る改正規定並びに次項及び附則第4項の規定 平成25年1月1日
 - (3) 第1条中大阪市市税条例第100条の改正規定及び同条例附則第113項の改正規定並びに第2条の規定並びに附則第6項の規定 平成25年4月1日
(大阪市行政手続条例の適用除外に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の大阪市市税条例（以下「新条例」という。）第14条の2第1項の規定は、平成25年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした第1条の規定による改正前の大阪市市税条例（以下「旧条例」という。）第14条の2第1項に規定する行為については、なお従前の例による。
(市民税に関する経過措置)
- 3 新条例第31条第6項及び第7項の規定は、平成24年度以後の年度分の個人

の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（旧条例第53条の6に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例附則第110項の2に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

5 新条例第53条第1項、第3項、第5項、第6項、第8項、第9項、第11項又は第12項の規定は、平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた同条第1項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に終了した連結事業年度において生じた同条第5項の控除対象個別帰属税額、同日以後に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第8項の控除対象還付法人税額又は同日以後に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第11項の控除対象個別帰属還付税額について適用し、同日前に終了した事業年度において生じた旧条例第53条第1項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日前に終了した連結事業年度において生じた同条第5項の控除対象個別帰属税額、同日前に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第8項の控除対象還付法人税額又は同日前に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第11項の控除対象個別帰属還付税額については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

6 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（平24. 1. 31揭示済）

大阪市条例第9号

大阪市特定非営利活動促進法施行条例

（趣旨）

第1条 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、法の例による。

（設立の認証申請）

第3条 法第10条第1項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）申請者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、主たる事務所

の所在地及び代表者の氏名)

- (2) 設立の認証を受けようとする特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項
- ア 名称
 - イ 主たる事務所の所在地
 - ウ 代表者の氏名
 - エ 定款に記載された目的

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次に掲げる書類とする。

- (1) 当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- (2) 当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項第2号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

4 第2項各号に掲げる書面は、法第10条第1項の申請書の提出の日前6月以内に作成されたものでなければならない。

(認証の申請の公告)

第4条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告は、大阪市公報に登載することにより行うものとする。

(縦覧期間中の補正)

第5条 法第10条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字であって、その記載の訂正が内容の同一性に影響を与えない範囲であるものとする。

2 法第10条第3項の規定により補正を行う場合は、補正後の申請書又は書類を添付した所定の補正書を市長に提出しなければならない。

(役員の変更の届出)

第6条 法第23条第2項の規定により提出する法第10条第1項第2号ハに掲げる書類については、第3条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「第10条第1項の申請書の提出の日」とあるのは「第23条第1項の規定による届出の日」と読み替えるものとする。

(定款の変更の認証申請)

第7条 法第25条第4項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項

ア 定款の変更の内容

イ 定款の変更の理由

(定款の変更の届出)

第8条 法第25条第6項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(2) 定款の変更に係る次に掲げる事項

ア 定款の変更の内容

イ 定款の変更の時期

ウ 定款の変更の理由

(社員総会の議事録)

第9条 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録（法第14条の9第1項に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成しなければならない。

2 社員総会の議事録には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(1) 社員総会が開催された日時及び場所

(2) 社員総会の議事の経過の要領及びその結果

3 法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合における社員総会の議事録には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号に規定する事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(事業報告書の作成)

第10条 法第28条第1項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 事業の実施状況

(2) 社員総会及び理事会その他の役員会の開催状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(事業報告書等の提出)

第11条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第12条 法第30条又は第56条（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧又は謄写（以下「閲覧又は謄写」という。）の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を市長に提出しなければならない。

(1) 請求者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 請求に係る書類の内容

2 前項に規定するもののほか、閲覧又は謄写の手続きについては、市規則で定める。

(合併の認証申請)

第13条 法第34条第4項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 合併の認証を受けようとする各特定非営利活動法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(2) 合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項

ア 名称

イ 主たる事務所の所在地

ウ 代表者の氏名

エ 定款に記載された目的

(3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、第3条第2項各号に掲げる書類とする。

3 前項の書類については、第3条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「第10条第1項」とあるのは、「第34条第5項において準用する法第10条第1項」と読み替えるものとする。

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第14条 法第35条第1項の貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

(認定の申請等)

第15条 法第44条第2項（法第58条第2項において準用する場合を含む。）の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(2) 認定又は仮認定を受けようとする特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項

ア 設立の年月日

イ 現に行っている事業の概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(公示事項)

第16条 法第49条第2項（法第51条第5項において準用する場合、法第62条において準用する場合（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、大阪

市公報に登載することにより行うものとする。

- 2 法第49条第2項第5号（法第51条第5項において準用する場合、法第62条において準用する場合（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める事項は、定款に記載された目的とする。

（認定の有効期間の更新申請）

第17条 法第51条第3項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 認定の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項
 - ア 認定の有効期間
 - イ 現に行っている事業の概要
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

（役員報酬規程等の提出）

第18条 法第55条第1項（法第62条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

- 2 法第55条第1項の規定により提出する書類のうち、法第54条第2項第2号に掲げる前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程については、既に市長に提出されている役員報酬又は職員給与の支給に関する規程の内容に変更がないときは、その旨を記載した書類をもってこれに代えることができる。

（助成金支給書類等の提出）

第19条 法第55条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、助成金の支給を行った場合における法第54条第3項の書類の提出にあつては事後遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合における同条第4項の書類の提出にあつては事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）、それぞれ行うものとする。

（認定特定非営利活動法人等の合併の申請）

第20条 法第63条第3項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項
 - ア 名称
 - イ 主たる事務所の所在地
 - ウ 代表者の氏名
 - エ 現に行っている事業の概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(電子文書法第3条第1項の条例で定める保存)

第21条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。）第3条第1項の条例で定める保存は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第28条第1項及び第2項、第35条第1項、第54条第1項（法第62条において準用する場合（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに法第54条第2項から第4項まで（法第62条においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく書面の備置きとする。

(電磁的記録による保存)

第22条 特定非営利活動法人が、電子文書法第3条第1項の規定に基づき、前条に規定する書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録（電子文書法第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の保存（電子文書法第2条第5号に規定する保存をいう。）を行う場合は、市規則で定める方法によらなければならない。

(電子文書法第4条第1項の条例で定める作成)

第23条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項の条例で定める作成は、法第14条、第28条第1項、第35条第1項及び第54条第2項から第4項までの規定に基づく書面の作成とする。

(電磁的記録による作成)

第24条 特定非営利活動法人が、電子文書法第4条第1項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成（電子文書法第2条第6号に規定する作成をいう。）を行う場合は、市規則で定める方法によらなければならない。

(電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等)

第25条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項並びに第52条第4項及び第54条第5項（法第62条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の閲覧とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第26条 特定非営利活動法人が、電子文書法第5条第1項の規定に基づき、前条に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等（電子文書法第2条第8号に規定する縦覧等をいう。）を行う場合は、市規則で定める方法によらなければならない。

(施行の細目)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(平24. 1. 31揭示済)

大阪市条例第10号

大阪市建築物の環境配慮に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築物の環境配慮に関し、本市、建築主等及び市民の責務を明らかにするとともに、建築物に係る総合的な環境評価に関し必要な事項を定め、建築主等の環境に対する自主的な取組を促進することにより、快適で環境にやさしい建築物の普及を図り、市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる都市の良好な環境を確保し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の持続的な確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 建築主 法第2条第16号に規定する建築主をいう。
- (3) 特定建築物 床面積（増築又は改築を行う場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。第5号において同じ。）の合計が2,000平方メートル以上の建築物のうち市規則で定めるものをいう。
- (4) 特定建築主 特定建築物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする者をいう。
- (5) 準特定建築物 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物のうち市規則で定めるものをいう。
- (6) 準特定建築主 準特定建築物の新築等をしようとする者をいう。
- (7) 特定所有者 床面積の合計が300平方メートル以上の建築物のうち市規則で定めるものを所有する者をいう。
- (8) 建築物の環境配慮 建築物の環境への負荷を低減することその他の建築物に関する環境への配慮をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、この条例の目的を達成するため、建築主、建築物を所有する者及び市民との連携を図りながら、建築物の環境配慮に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(建築主等の責務)

第4条 建築主は、建築物の環境配慮に関する情報の提供、新築等の工事時における環境への負荷の低減の取組その他の建築物の環境配慮のために適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築物を所有する者は、その所有する建築物について、建築物の環境配慮

のために適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 建築主及び建築物を所有する者は、本市が実施する建築物の環境配慮に関する調査に協力する責務を有する。

4 前3項に定めるもののほか、建築主及び建築物の所有者は、本市が実施する建築物の環境配慮に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、本市が実施する建築物の環境配慮に関する施策に協力する責務を有する。

(建築物総合環境評価基準の策定等)

第6条 市長は、次に掲げる事項について、建築主が建築物の環境配慮のための措置を適切に実施するための基準（以下「建築物総合環境評価基準」という。）を定めるものとする。

- (1) エネルギーの使用の抑制に関する事項
- (2) 資源及び資材の適正な利用に関する事項
- (3) 敷地外の環境への負荷の低減に関する事項
- (4) 室内環境の向上に関する事項
- (5) 建築物の長期間にわたる使用の促進に関する事項
- (6) 周辺地域の環境の保全に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、建築物の環境配慮に係る性能（以下「環境性能」という。）の評価を表記した標章（以下「建築物環境性能表示」という。）の様式及びその表示に関する基準（以下「表示基準」という。）を定めるものとする。

3 建築物総合環境評価基準及び表示基準は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な変更をするものとする。

4 市長は、建築物総合環境評価基準、建築物環境性能表示の様式及び表示基準を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(建築物総合環境計画書等の作成等)

第7条 特定建築主は、市規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した建築物の環境配慮のための措置に係る計画書（以下「建築物総合環境計画書」という。）を作成し、当該特定建築物の新築等の工事に着手する日以前の市規則で定める日までに、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 設計者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (4) 特定建築物の概要
- (5) 建築物の環境配慮のために講じようとする措置
- (6) 建築物総合環境評価基準による評価結果

(7) 建築物環境性能表示の広告への表示の予定の有無及び予定している場合にはその表示内容

(8) 第11条の規定による認定を受けた場合には当該認定を行った者の氏名

2 準特定建築主及び特定所有者のうち第2条第7号に規定する建築物の改修（建築物に関する新築等以外の工事をいう。）をしようとするものは、前項の規定に準じて、建築物総合環境計画書を作成し、市長に届け出ることができる。

3 特定所有者は、市規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した建築物の環境配慮のための措置を評価した評価書（以下「建築物総合環境評価書」という。）を作成し、市長に届け出ることができる。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 建築物の名称及び所在地

(3) 建築物の概要

(4) 建築物の環境配慮のための措置

(5) 建築物総合環境評価基準による評価結果

(6) 建築物環境性能表示の広告への表示の予定の有無及び予定している場合にはその表示内容

(7) 第11条の規定による認定を受けた場合には当該認定を行った者の氏名

4 市長は、第1項若しくは第2項の規定による建築物総合環境計画書の届出又は前項の規定による建築物総合環境評価書の届出があったときは、市規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

5 第1項又は第2項の規定により建築物総合環境計画書の届出をした者は、当該建築物総合環境計画書に従い、建築物の環境配慮のための措置を講ずるものとする。

（建築物総合環境計画書の変更の届出等）

第8条 前条第1項又は第2項の規定により建築物総合環境計画書の届出をした者は、これらの規定に規定する工事が完了するまでに当該届出に係る同条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更その他の市規則で定める変更については、この限りでない。

2 前条第4項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、当該届出をした者は、当該届出に係る変更後の建築物総合環境計画書に従い、建築物の環境配慮のための措置を講ずるものとする。

（新築等の取りやめの届出等）

第9条 第7条第1項又は第2項の規定により建築物総合環境計画書の届出をした者は、これらの規定に規定する工事を取りやめたときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第7条第4項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（工事完了の届出等）

第10条 第7条第1項又は第2項の規定により建築物総合環境計画書の届出をした者は、これらの規定に規定する工事が完了したときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第7条第4項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(有資格者による認定)

第11条 次条第1項若しくは第2項又は第15条第1項から第4項までの規定により建築物環境性能表示の広告への表示を行う場合においては、あらかじめ、市規則で定める資格を有する者により、第7条第1項第6号又は同条第3項第5号に掲げる建築物総合環境評価基準による評価結果が適正である旨の認定を受けなければならない。

(特定建築主による建築物環境性能表示の表示等)

第12条 特定建築主は、特定建築物の全部又は一部の販売又は賃貸を目的とした広告で市規則で定めるものをしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示しなければならない。

2 特定建築主は、特定建築物の全部又は一部の販売又は賃貸の媒介又は代理の依頼を行った場合において、当該販売又は賃貸の媒介又は代理の依頼を受けた者（以下「特定建築物販売等受託者」という。）が当該特定建築物の全部又は一部の販売又は賃貸を目的とした広告で市規則で定めるものをしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に当該特定建築物販売等受託者をして建築物環境性能表示を表示させなければならない。

3 前項に規定する場合において、特定建築物販売等受託者は、同項の規定による表示に協力しなければならない。

(特定建築主による建築物環境性能表示の表示の届出)

第13条 特定建築主は、最初に前条第1項の規定による表示をし、又は最初に同条第2項の規定による表示をさせたときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。同条第1項の規定による表示をし、又は同条第2項の規定による表示をさせた後、建築物環境性能表示の内容に変更が生じた場合において、当該変更後の建築物環境性能表示を最初に表示し、又は最初に特定建築物販売等受託者をして表示させたときも同様とする。

(特定建築主等による環境性能の説明)

第14条 特定建築主及び特定建築物販売等受託者は、第12条第1項又は第2項に規定する広告をした特定建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、当該特定建築物に係る環境性能を説明するよう努めなければならない。

(準特定建築主等による建築物環境性能表示の表示等)

第15条 準特定建築主（第7条第2項の規定により建築物総合環境計画書の届出をした者に限る。次項、第17条、第18条第2項及び第3項並びに第20条第2項において同じ。）は、準特定建築物の全部又は一部の販売又は賃貸を目的とした広告で市規則で定めるものをしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示することができる。

2 準特定建築主は、準特定建築物の全部又は一部の販売又は賃貸の媒介又は

代理の依頼を行った場合において、当該販売又は賃貸の媒介又は代理の依頼を受けた者（以下「準特定建築物販売等受託者」という。）が当該準特定建築物の全部又は一部の販売又は賃貸を目的とした広告で市規則で定めるものをしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に当該準特定建築物販売等受託者をして建築物環境性能表示を表示させることができる。

3 第7条第1項から第3項までの規定により建築物総合環境計画書又は建築物総合環境評価書の届出がされた建築物（以下「届出済建築物」という。）を所有する者は、当該届出済建築物の全部又は一部の販売又は賃貸を目的とした広告で市規則で定めるものをしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示することができる。

4 届出済建築物を所有する者は、届出済建築物の全部又は一部の販売又は賃貸の媒介又は代理の依頼を行った場合において、当該販売又は賃貸の媒介又は代理の依頼を受けた者（以下「届出済建築物販売等受託者」という。）が当該届出済建築物の全部又は一部の販売又は賃貸を目的とした広告で市規則で定めるものをしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に当該届出済建築物販売等受託者をして建築物環境性能表示を表示させることができる。

5 第2項及び前項に規定する場合において、準特定建築物販売等受託者及び届出済建築物販売等受託者は、これらの規定による表示に協力しなければならない。

（準特定建築主等による建築物環境性能表示の表示の届出）

第16条 第13条の規定は、前条第1項から第4項までの規定による建築物環境性能表示の表示について準用する。

（準特定建築主等による環境性能の説明）

第17条 準特定建築主及び準特定建築物販売等受託者並びに届出済建築物を所有する者及び届出済建築物販売等受託者は、第15条第1項から第4項までに規定する広告をした建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、当該建築物に係る環境性能を説明するよう努めなければならない。

（指導及び助言）

第18条 市長は、届出済建築物の環境配慮を図るために必要があると認めるときは、第7条第1項から第3項までの規定により建築物総合環境計画書又は建築物総合環境評価書の届出をした者に対し、当該建築物総合環境計画書又は建築物総合環境評価書の内容について、必要な指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、第12条第1項若しくは第2項の規定による特定建築物の建築物環境性能表示の表示をした特定建築主若しくは特定建築物販売等受託者、第15条第1項若しくは第2項の規定による準特定建築物の建築物環境性能表示の表示をした準特定建築主若しくは準特定建築物販売等受託者又は同条第3項若しくは第4項の規定による届出済建築物の建築物環境性能表示の表示をした特定所有者若しくは届出済建築物販売等受託者に対し、これらの規定によ

る表示の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、必要な指導又は助言を行うことができる。

- 3 市長は、第12条第1項若しくは第2項の規定による特定建築物の建築物環境性能表示の表示をした特定建築主若しくは特定建築物販売等受託者、第15条第1項若しくは第2項の規定による準特定建築物の建築物環境性能表示の表示をした準特定建築主若しくは準特定建築物販売等受託者又は同条第3項若しくは第4項の規定による届出済建築物の建築物環境性能表示の表示をした特定所有者若しくは届出済建築物販売等受託者に対し、第14条又は第17条の規定による説明の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、必要な指導又は助言を行うことができる。

(報告等の徴収)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第7条第1項から第3項までの規定により建築物総合環境計画書又は建築物総合環境評価書の届出をした者に対し、建築物の環境配慮に係る措置の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告及び公表)

第20条 市長は、正当な理由なく第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第13条又は第16条の規定に違反していると認められる者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 市長は、第12条第1項の規定による特定建築物の建築物環境性能表示の表示をした特定建築主、第15条第1項の規定による準特定建築物の建築物環境性能表示の表示をした準特定建築主又は同条第3項の規定による届出済建築物の建築物環境性能表示の表示をした特定所有者が、正当な理由なく第18条第2項の規定による指導又は助言に従わず、かつ、第12条第1項又は第15条第1項若しくは第3項の規定による表示が表示基準に照らして著しく不適切であると認めるときは、当該特定建築主、準特定建築主又は特定所有者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 3 市長は、前2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨、勧告の内容及び当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を公表することができる。

- 4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、意見を聴くとともに、有利な証拠の提出の機会を与えるものとする。

(表彰)

第21条 市長は、建築物の環境配慮に関し特に優れた取組をした者を表彰することができる。

(大阪市建築物環境配慮推進委員会)

第22条 建築物の環境配慮に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、大阪市建築物環境配慮推進委員会（以下「委員会」という。）

を置く。

- 2 委員会は、前項に規定する事項について、市長に意見を述べるができる。
- 3 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(施行の細目)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(平24. 1. 31揭示済)

規 則

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年1月27日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市規則第6号

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則（昭和24年大阪市規則第133号）の一部を次のように改正する。

別表第2 政策企画室の項中

「

政策調査担当部長	1
----------	---

」

を

「

政策調査担当部長	1
政策調整担当部長	1

」

に改める。

別表第3 政策企画室企画部の項中

「

府市再編担当課長	2
----------	---

」

を

「

府市再編担当課長	4
----------	---

」

に改め、同表ゆとりとみどり振興局企画部の項中

「

観光企画担当課長	1
----------	---

」

を

「

観光企画担当課長	1
都市魅力創造戦略担当課長	1

」

に改める。

附 則

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

(平24. 1. 27揭示済)

次に掲げる規則を公布する。

大阪市副市長の事務分担等に関する規則

臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

特別職の職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

平成24年1月31日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市規則第7号

大阪市副市長の事務分担等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市の副市長の事務分担及び市長の職務代理の順序について定めるものとする。

(担任事務)

第2条 副市長は、次の区分により事務を担当する。

副市長	担任事務
村上 龍一	情報公開室（監察部に限る。）、市政改革室、総務局、市民局、財政局、契約管財局、健康福祉局、こども青少年局、会計室及び区役所が所管する事務並びに他の執行機関及び市会事務局の職員に補助執行させている事務
田中 清剛	政策企画室が所管する事務（大都市制度改革監が所管するものに限る。）並びに危機管理監、計画調整局、ゆとりとみどり振興局、経済局、環境局、都市整備局、建設局、港湾局、消防局、交通局、水道局及び病院局が所管する事務

2 政策企画室が所管する事務（大都市制度改革監が所管するものを除く。）及び情報公開室（監察部を除く。）が所管する事務は、2副市長が共同で担任する。

第3条 市長が必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、特に副市長を指定して事務を担当させることができる。

第4条 第2条第1項及び前条の規定にかかわらず、市会提出議案、予算編成その他市長が定める重要な事項に関する事務は、2副市長が共同で担任する。
(副市長に事故があるとき等の措置)

第5条 副市長に事故があるとき又は副市長が欠けたときは、その副市長の分担事務については、市長が定めるところにより他の副市長が代わって処理するものとする。

(市長の職務代理の順序)

第6条 市長に事故があるとき又は市長が欠けたときは、第2条第1項に掲げる順序により、副市長が市長の職務を代理する。

附 則

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

(平24. 1. 31揭示済)

大阪市規則第8号

臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

臨時的任用職員の給与に関する規則（平成4年大阪市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

介護福祉職員	7,650円（勤務時間が、午後4時から翌日の午前10時30分までの場合にあつては、16,700円、午後4時から翌
--------	--

	日の午前10時までの場合にあつては、16,830円)
--	----------------------------

を

介護福祉職員	7,650円（勤務時間が、午後4時から翌日の午前10時30分までの場合にあつては、16,700円、午後4時から翌日の午前10時までの場合にあつては、16,830円）
臨床心理職員	8,990円

に改める。

附 則

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

(平24. 1. 31揭示済)

大阪市規則第9号

特別職の職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

特別職の職員の期末手当に関する規則（平成18年大阪市規則第161号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「副市長及び」を「副市長、」に、「監査委員」を「監査委員及び特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成24年大阪市条例第1号）第2条の市長の秘書の職を占める職員（以下「秘書」という。）」に、「とする」を「（秘書にあつては、100分の15）とする」に改める。

附 則

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

(平24. 1. 31揭示済)

大阪市規則第10号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成20年大阪市規則第71号）の一部を次のように改正する。

別表総務局の項中

人事制度改革に関する指導及び助言等の業務を行う者	月額	490,000円
--------------------------	----	----------

を
「

人事制度改革に関する指導及び助言等の業務を行う者	月額	490,000円
人事制度改革に関する指導及び助言等の補佐等の業務を行う者	月額	250,000円

」

に改める。

附 則

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

(平24. 1. 31揭示済)



大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市規則第12号

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第2中城北3駐車場の項の次に次のように加える。

城 北 4	大宮5丁目
-------	-------

別表第2中長吉出戸南第1-2駐車場の項の次に次のように加える。

長吉出戸南第1-4	長吉出戸8丁目
-----------	---------

別表第2中千本中駐車場の項の次に次のように加える。

津 守	北津守2丁目
-----	--------

別表第2中津守-西駐車場の項を削る。

附 則

この規則は、平成24年2月29日から施行する。ただし、別表第2中城北3駐車場の項の次に1項を加える改正規定は、同年2月17日から施行する。

企業管理規程

大阪市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年1月31日

大阪市交通局長 新谷 和英

大阪市交通事業管理規程第1号

大阪市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程

大阪市交通局事務分掌規程（昭和38年大阪市交通事業管理規程第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「23名」を「24名」に改める。

別表第1総務部の項中

「

経営改善担当課長	1
----------	---

」

を

「

鉄道事業改革担当課長	1
自動車事業改革担当課長	1

」

に改める。

附 則

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

(平24. 1. 31揭示済)

告 示

大阪市告示第130号

平成24年2月22日に執行する大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理審議会委員選挙における、選挙人名簿を縦覧に供した結果、異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第1項の規定によりその旨を公告する。

併せて、同選挙において選挙すべき委員の数及び予備委員の数を、同条第4項及び大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業施行規程（平成13年大阪市条例第16号）第8条第2項及び第11条第2項の規定により次のとおり定めたので公告する。

平成24年1月27日

大阪市長 橋 下 徹

	宅地の所有者が選挙すべき数	宅地について借地権を有する者が選挙すべき数	合 計
--	---------------	-----------------------	-----

委員	8人	2人	10人
予備委員	4人	1人	5人

(都市整備局 三国東土地区画整理事務所)

(平24. 1. 27揭示済)

大阪市告示第131号

大阪都市計画事業阿倍野A1地区第2種市街地再開発事業(第6工区)に係る施設建築物A1-2棟の建築工事が完了したので、都市再開発法(昭和44年法律第38号)第118条の17及び都市再開発法施行規則(昭和44年建設省令第54号)第39条第1項の規定に基づき、次の事項を公告する。

平成24年1月31日

大阪都市計画事業阿倍野A1地区
第2種市街地再開発事業

施行者 大 阪 市

代表者 大阪市長 橋下 徹

1 工事完了年月日

平成24年1月23日

2 施設建築物の所在地

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目4000番地

(都市整備局阿倍野再開発事務所事業担当)

(平24. 1. 31揭示済)

大阪市告示第132号

本日、次の者を副市長に任命した。

平成24年2月1日

大阪市長 橋 下 徹

村 上 龍 一

田 中 清 剛

(総務局人事部人事課)

(平24. 2. 1 揭示済)

大阪市告示第165号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市総務局行政部総務課 電話06-6208-7415

2 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

平成24年度 健康増進施設(スポーツ施設)利用助成事業業務委託

(2) 委託業務内容

「入札説明書」のとおり

(3) 業務の委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 履行場所

「入札説明書」のとおり

3 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

4 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問合わせ先 1に同じ

(2) 入札説明書の交付方法

公示の日から平成24年2月23日(木)まで無償により交付する。

(3) 入札参加申請書の受付期間

公示の日から平成24年2月23日(木)の本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)

5 入札執行の日時等

(1) 入札日時

平成24年3月14日(水)午前11時30分

(2) 入札場所

大阪市役所本庁舎地下1階 共通会議室

ただし、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。)第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成24年3月

13日（火）午後5時30分までに総務局行政部総務課（1に同じ）あて必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成24年2月23日（木）午後5時30分までに提出しなければならない。提出された証明書等の審査結果によっては、入札に参加することができない。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(2) 詳細は入札説明書による。

（総務局行政部総務課）

大阪市告示第166号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552 - 0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

軽油 57.8 KL

（電子入札対象案件）

- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 平成24年4月1日から同年6月30日までの間
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 納入方法 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成24年2月24日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「33 石油類」で登録していること
- (5) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年12月27日法律第96号）の規定に基づく石油販売業の届出をしている者であること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成24年2月24日（金）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日の翌日から平成24年2月24日（金）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成24年3月21日（水）から同月22日（木）までの午前9時から午後5時まで
 - ② 開札予定日時 平成24年3月23日（金）午前11時30分
 - ③ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成24年3月23日（金）午前11時から午前11時30分まで
 - ② 開札予定日時 平成24年3月23日（金）午前11時30分
 - ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成24年3月22日（木）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成24年2月24日（金）午後5時までに、受付場所に指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 契約の締結は、平成24年度予算が発効したときとする。
- (5) 契約日以降に揮発油税及び軽油引取税の税率の改定があった場合は、改定後の税率に基づき契約を変更する。
- (6) 詳細は入札説明書による。

10 当該物品で今後調達が予想される数量及び入札公示の予定時期

平成24年度4月頃 59.4 KL 平成24年度7月頃 57.2 KL 平成24年度10月頃 55.8 KL

11 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
Gas oil 57.8 KL
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 24 February 2012
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 21 March 2012 to 5:00PM, 22 March 2012
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 23 March 2012
 - ③ by post: 5:00PM, 22 March 2012
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552 - 0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部物品等契約担当)



大阪市告示第167号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書については、大阪市民政局市民部区政課において、公衆の縦覧に供する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋下 徹

申請に係る 特定非営利 活動法人に 係る事項	申請のあった年月日	平成24年1月19日
	名 称	特定非営利活動法人アジア日系人サポートプロジェクト
	代表者の氏名	黒藪 昌宏
	主たる事務所の所在地	大阪市浪速区難波中3丁目16番11号
定款に記載された目的	この法人は、広く一般市民、特にフィリピン日系人及び中国残留日本人孤児等に対して、日常生活・就労等についての支援に関する事業、フィリピン日系人の社会的地位の向上に関する事業、日本とフィリピンとの国際交流の推進に関する事業を行い、フィリピン	

	日系人及び中国残留日本人孤児等の福祉の増進と社会的地位の向上並びに国際協力を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成24年1月23日
名 称	特定非営利活動法人ぐりーふサポートハウス
代表者の氏名	林 和子
主たる事務所の所在地	大阪市西区京町堀1丁目13番23号岡崎ビル301号室
定款に記載された目的	この法人は、グリーンフを体験した大人・子どものサポートに関する事業を行うことにより、もって当事者の生きる力・人生の再生をサポートすることを目的とする。

(市民局市民部区政課)

大阪市告示第168号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款については、大阪市市民局市民部区政課において、公衆の縦覧に供する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る 特定非営利 活動法人に 係る事項	申請のあった年月日	平成24年1月18日
	名 称	特定非営利活動法人今がええ家
	代表者の氏名	粕野 健一
	主たる事務所の所在地	大阪市東住吉区湯里3丁目2番10-102号粕野健一（気付）
	定款に記載された目的	この法人は、高齢者・障害者（児）を主とし、全ての人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう必要な支援を行い、また、地域住民の理解を得るための啓発活動等、地域コミュニティの形成に関する事業に積極的に参加・協力し、住みやすい社会の実現を目指す

ことを目的とする。

(市民局市民部区政課)

大阪市告示第169号

平成24年1月31日開議の市会本会議において認定を経た決算の要領は、次のとおりである。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

平成22年度大阪市一般会計歳入歳出決算書

歳入 (第1部)

款	項	決算額 (円)
1 市 税		626,017,509,994
	1 市 民 税	238,717,090,847
	2 固 定 資 産 税	279,156,982,762
	3 軽 自 動 車 税	1,231,498,195
	4 市 た ば こ 税	24,843,406,963
	5 事 業 所 税	24,979,139,617
	6 都 市 計 画 税	57,089,391,610
2 地 方 譲 与 税		7,234,583,501
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,122,221,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,763,761,000
	3 特 別 と ん 譲 与 税	230,987,501
	4 石 油 ガ ス 譲 与 税	117,614,000
3 利 子 割 交 付 金		1,843,362,000
	1 利 子 割 交 付 金	1,843,362,000
4 配 当 割 交 付 金		876,757,000
	1 配 当 割 交 付 金	876,757,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		298,292,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	298,292,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		37,076,094,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	37,076,094,000
7 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金		444,000
	1 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	444,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		3,264,330,736
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,264,330,736
9 軽 油 引 取 税 交 付 金		10,296,606,588
	1 軽 油 引 取 税 交 付 金	10,296,606,588
10 地 方 特 例 交 付 金		6,074,190,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	6,074,190,000

款	項	決算額 (円)
11 地方交付税		47,969,639,000
	1 地方交付税	47,969,639,000
12 使用料及手数料		51,358,571,678
	1 使用料	44,093,977,101
	2 手数料	7,264,594,577
13 国庫支出金		297,880,362,683
	1 国庫負担金	289,288,763,573
	2 国庫補助金	7,120,372,891
	3 委託金	1,471,226,219
14 府支出金		43,879,681,228
	1 府負担金	29,041,272,371
	2 府補助金	8,793,697,642
	3 委託金	132,510,774
	4 府交付金	5,912,200,441
15 財産収入		12,756,735,974
	1 財産貸付収入	9,674,300,026
	2 利子及配当金収入	3,082,435,948
16 財産売却代		332,196,971
	1 物品売却代	332,196,971
17 寄付金		2,685,000
	1 寄付金	2,685,000
18 繰入金		4,408,035,899
	1 特別会計繰入金	3,884,000,000
	2 公債費会計繰入金	0
	3 蓄積基金繰入金	524,035,899
19 諸収入		49,299,156,728
	1 預金利子	58,292,973
	2 貸付金元利収入	743,940,448
	3 雑収入	48,496,923,307
20 繰越金		1,798,428,288
	1 繰越金	1,798,428,288
第1部 歳入計		1,202,667,663,268

(第2部)

款	項	決算額 (円)
1 地方譲与税		161,233,584
	1 航空機燃料譲与税	161,226,000
	2 地方道路譲与税	7,584
2 自動車取得税交付金		203,945
	1 自動車取得税交付金	203,945
3 軽油引取税交付金		19,101,567
	1 軽油引取税交付金	19,101,567
4 交通安全対策特別交付金		989,630,000
	1 交通安全対策特別交付金	989,630,000
5 分担金及負担金		415,033,500
	1 分担金	415,033,500
6 使用料及手数料		430,604,391
	1 使用料	148,477,266
	2 手数料	282,127,125
7 国庫支出金		34,832,810,658
	1 国庫負担金	1,094,617,145
	2 国庫補助金	33,716,160,103
	3 委託金	22,033,410
8 府支出金		4,934,448,551
	1 府補助金	4,235,670,351
	2 委託金	169,870,533
	3 府交付金	528,907,667
9 財産収入		864,214,698
	1 財産貸付収入	864,214,698
10 財産売却代		22,068,666,688
	1 不動産売却代	12,402,818,053
	2 有価証券売却代	9,665,848,635
11 寄付金		1,005,683,709
	1 寄付金	1,005,683,709